

都城市立木之川内小学校いじめ防止基本方針（改訂版）

はじめに

いじめは、深刻な人権侵害であり、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「都城市立木之川内小学校いじめ防止基本方針」は、児童の尊厳を保持する目的のため、国・県・市町村・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

平成25年6月に「いじめ防止大対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が公布され、平成30年4月に「都城市いじめ防止基本方針」が策定された。

今後も、本校のいじめ防止基本方針の見直しを行い、いじめ根絶に取り組んでいく。

1 いじめの定義

（定義）第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部）を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

（1）個々の行為が「いじめ」に当るか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察する等して確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

（2）いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

（3）「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童と何らかの人的関係を指す。

（4）「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかやふざけ合いであっても、見え

ないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がおり、当該児童がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

(5) いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導する等、柔軟に対応することも可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ情報共有することは必要となる。

(6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれや集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする。

○ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

(7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものも含まれている。これらについては、教育的な配慮や被害者への意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

2 いじめの理解

(1) いじめは、どの児童にも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することも少なくない。また、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることに配慮する。

(2) 国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わぬいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全くもたなかつた児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかつた児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

(3) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも留意し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成させるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止

ア いじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

イ 学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを、発達の段階に応じて指導し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが必要である。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレス等に適切に対処できる力を育む観点が必要である。

エ 全ての児童が安心でき、自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

オ いじめの問題への取組の重要性について、市民全体に認識を広げ、地域、家庭と一体となった取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の基本であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。

イ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、速い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

ウ 特に、保護者は、児童にいじめの兆候が見られないか、日頃から留意するとともに、その状況の把握に努める必要がある。

エ いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

ア いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

イ 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、共通理解するともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携

ア 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、学校運営協議会を活用したり、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

イ より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするために、学校と家庭、地域が組織的に連携・共同する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

ア いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会において、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携が必要であり、関係機関との適切な連携を図るため、平素から、学校や教育委員会と関係機関の担当者の連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが大切である。

イ 教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局等学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりすることも必要である。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織

(1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に基づき、本校に設置するいじめ対策のための組織はほっとハート委員会とする。本委員会の構成は、全職員とし、必要に応じてPTA 三役や関係機関を招集する。

(2) ほっとハート委員会は、いじめの疑いに関する情報が共有でき、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うこととし、当該組織が、情報の収集と記録、情報共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、全て本委員会に報告・相談し、複数の目による状況の把握を行う。

(3) ほっとハート委員会の学校いじめ対策組織の役割は、次に掲げるものである。

ア 未然防止

- いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割（全校集会の際に、生徒指導主事が児童へ取組について説明する等）

イ 早期発見・早期対応

- 児童からのいじめの相談・通報窓口としての役割（児童や教職員等からのいじめの相談・通報窓口であるとともに、いじめを受けた児童を徹底して守り通すことを認識させる等）
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報があった時には、必要に応じて緊急会議を開催し、情報の迅速な共有や関係児童に対するアンケート調査・聞き取り調査等を行う。また、当該事案の事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

ウ 学校基本方針に基づく取組

- 学校基本方針に基づき、取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う役割
- 学校基本方針における年間指導計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、PDCA サイクルを通してその見直しを行う役割
- いじめ防止等の対策を検討するにあたり、児童の意見を積極的に取り入れるため児童会の機能を生かす役割

(4) 学校として、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何をどのように等）を明確に定めておくこと。

(5) いじめについての情報共有は早期対応につなげることが目的であり、校長、教頭は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に努めること。

2 児童が主体となつたいじめの防止等の取組の推進

学校内外において児童会が主体となり、いじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動や全校遊び等、いじめの防止等における児童が主体となつた取組を推進する。

3 いじめの防止等に関する措置

(1) アンケート調査や教育相談の実施

毎月1回生活アンケートを実施し、児童の実態を把握した上で教育相談を行い、いじめの防止や早期発見、早期解決に努める。

(2) いじめの発見や通報を受けた場合の組織的対応

ア いじめの情報や通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに管理職に報告するとともに生徒指導主事を中心に組織的に対応し、被害児童を守り通す。

イ 各教職員は、学校に定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

ウ 必要な対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組む。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、説明責任を負う。

エ 加害児童及びその保護者に対して、必要な指導や支援を継続的に行い、被害児童及びその保護者との関係に配慮する。

(3) 学校を離れた場所での教育活動における指導の充実

学校を離れた場所で教育活動を行う場合は、事前の指導を徹底したり、いじめに関するチ

エックカード等を活用したりして、いじめの未然防止に努める。

(4) 加害者や傍観者に対する支援

加害者に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。傍観者に対しても、その行為がいじめを促す結果になったことを理解させ、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

(5) いじめの解消となる2つの要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これら2つの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又はほっとハート委員会等の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止めていない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対

し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

ほっとハート委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめ被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

なお、ほっとハート委員会においては、「解消している」状態に至っているかを確認する体制を整え、一部の職員のみではなく、組織的に判断する。

4 その他の留意事項

(1) 校長のリーダーシップによる対応

校長は、いじめの報告や通報を受けた場合、速やかにほっとハート委員会を開き、問題に対処する。全校集会などで日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるように教職員に働きかける。

(2) 道徳教育や人権教育の充実

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象として全教育活動を通して「いじめは決して許されない」という意識の醸成を図る。特に、道徳教育や人権教育はその要として充実させ、いじめの未然防止に取り組む。

(3) インターネット上のいじめへの対策

ア ネット上のいじめの特徴

ネット上のいじめとは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。インターネット上のいじめには、次に掲げる特徴があると指摘されている。

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、児童が簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、児童の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、児童の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、ネット上のいじめの実態の把握が難しい。

イ 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

掲示板やブログ等への誹謗・中傷の書き込みなどのインターネット上のいじめが児童や保護者からの相談等により発見された場合は、当該児童等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に掲げる手順で、書き込みの削除を行う。

- 書き込み内容の確認

- 掲示板等の管理者に依頼削除
- 掲示板等のプロバイダに削除依頼
- 警察や地方法務局との連携

ウ 児童への指導のポイント

- 児童が、掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行うインターネット上のいじめの被害者や加害者にならないために、次に掲げるポイントを踏まえ、児童全体に対して指導を行う。
- 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
 - 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されること。特に、書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
 - 掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例もあったこと。

(4) SC やSSW 等の専門家の積極的活用

校長が本委員会の効果的な運営のために心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー）等の参加が必要と判断するときは、教育委員会に相談・報告の上、必要な専門家の派遣を受け、積極的に活用する。

(5) 校内の相談窓口の設置

教頭や養護教諭、特別支援コーディネーターを中心に校内の相談窓口を設置し、児童や保護者がいつでも気軽に相談できる体制を整える。

（6） 都城市ならではの取組の充実

都城市ならではの「命の大切さを考える日」の取組や「地区別学校人権研修会」の充実を図り、いじめの未然防止やその啓発に努める。

5 重大事態への対処

（1）重大事態の意味や具体例

重大事態とは、次に掲げる2つの事態のことをいう。

ア いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（ア）「いじめにより」とは、児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

（1）「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等のケースが想定される。

（2）重大事態への対処

重大事態が発生した場合、校長は都城市教育委員会を通じて都城市長に事態発生について報告する。また、対処については、都城市教育委員会の判断や指示に従う。

3 その他の事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

年間を通じてPDCA サイクルでの基本方針の点検を計画的に実施する。国や県の動向や市の基本方針の見直しを受けて、必要があると認める場合は、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

2 ホームページ等での公開

PTA 総会を活用した保護者への説明や本校ホームページで基本方針を公開し、保護者や地域住民への周知を図る。

(令和7年3月改訂)